

# 小型捕鯨業の許可等の内容の公示について

平成30年10月  
水産庁国際課

## 1. 公示の趣旨

- (1) 農林水産大臣による許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）を受けて営む指定漁業（漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第52条第1項に規定する指定漁業をいう。以下同じ。）については、指定漁業を営もうとする者に対し、事前に、受けられる許可等の内容や当該許可等を申請できる期間を明らかにする必要がある。このため、農林水産大臣は、指定漁業の許可等をする場合には、あらかじめ、許可等をすべき総トン数別の隻数等を許可等を申請すべき期間とともに定め、公示することとされている（法第58条第1項）。
- (2) 漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第6号）第1項第6号で定める小型捕鯨業の許可の有効期間が、平成31年3月31日に満了することから、同年4月1日以降の許可等に係る公示を行うこととする。

## 2. 公示の内容

### (1) 許可等をすべき総トン数別の隻数

ミンク鯨及び歯鯨の繁殖保護の観点から、平成29年度の小型捕鯨業の許可等における総トン数の区分、公示隻数及び実際の許可等隻数と同じく、新トン数で40トン未満（旧トン数で48トン未満）のものについて9隻とする。

なお、ミンク鯨については、国際捕鯨委員会（IWC）における管理対象種となっていることから、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第42条第1項に基づく期間の告示を行わないことにより、通年にわたりその捕獲を禁じている。

### (2) 許可等を申請すべき期間

本公示日（平成30年12月上旬を予定）から平成31年3月上旬までとする。

本公示を行うためには、水産政策審議会の意見を聴く必要がある（法第58条第3項）ため、水産政策審議会の開催後、速やかに公示を行う予定。なお、許可等を申請すべき期間は、原則として3か月を下ることができないとされている（同条第2項）ことから、当該期間は3か月間とする。

